# 9 設置の日

## 目 次

## 1 基本的な考え方

## (1)特別区設置の日

- ◇特別区設置の日の検討にあたっては、
  - 住民サービスに支障がでないこと
  - ・十分な周知と関係機関との調整期間の確保

が重要

◆特別区設置の日については、組織体制の整備やシステム改修など、特別区が住民サービスを確実に提供できるよう、必要な期間を踏まえる

#### 《必要期間(見込み)》

主要項目	必要期間
① 組織体制の整備	3年程度
② システム改修	3年程度
③ 庁舎整備(建設、賃借・改修)	3~7年程度
④ 街区表示板、住居表示板の変更	2年程度
⑤ その他(広報・周知、関係機関との調整等)	2年程度

<sup>※</sup>上記のほか、事務の引継ぎ、財政の調整、財産・債務の承継など、特別区の設置に必要な項目について設置準備期間中に整える

## 住民サービスを間断なく提供するため、特別区設置の日は、住民投票の日から概ね3~4年後とする

※なお、具体的な設置の日については、今後、法定協議会における議論を踏まえたうえで、案の提示を行う

## 1 基本的な考え方

## (2)設置準備期間(イメージ)

住民投票後年数 (四半期)		1 年目					2年	丰目			3 \$	丰目		4 /	E # 0	0/5/17	7 F D
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	4年目	5年目	6年目	7年目
		■体制	]整備(	向けが	:採用												
		採用年次 計画の作成 採用試験実施					2 回 採用試	回目 験実施	:		3 回目 採用試験実施						
人門 A 林 大上 株司		■組織	・人事	配置													
組織体制の整備		準備組織 の設置		リ要員案 職員数の		準備組織 の拡充		リ要員案 配置の									
		■職員	の身分	移管													
	住民	身分移管ルールの検討		のル 決 定ル	身分	}移管の	決定										
	l	■シス			様書等の	)作成											
システム改修	示									」 改修実施 十、構築、							
		■庁舎	の建記	殳													
庁舎整備		Ī	事前調査	ì	絞候 込補 み地		検討	調査						基本計画・基本設計・ 設計・建設工事(概ね5年)			
		■庁舎	の賃借	・改作	<b>答</b>												
		事前調査契ビ賃約ル貸			基本計画・基本設計・実施設計・改修工事												

住民投票後年数(四半期)		1 年目				2年目					3 5	拝目		4.50	E # E	о <i>т</i> п	2 / 2			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	4 年目	5年目	6年目	7年目   			
街区表示板、 住居表示板 の変更			の決定 <sub>明会等</sub>	EF.	「名案の 定・公表															
		■街区	表示协	文、住月	<b>居表示</b>		<b>更</b> 表示板作	≡成∙設置												
	住民投票	■広報	₹ - 周知		周知計	画の作成	・実施													
		示	示	赤		<b> 等の</b> 裏		去令改		<b>対応</b> 案等の作	成	例 大 の 制 定 条	(専決処分)							
		特別	. · 決算 別区設置 打切り決	後の予				大阪府 調 特別区 予算案	製 ヹ暫定	(専決処分)										

<sup>※</sup>事務執行が滞りなく行われるよう、設置準備期間中に、職員に対する研修を実施

## (参考) 特別区設置までの主な項目

#### ① 組織体制の整備

◆事務分担(案)に応じた住民サービスを提供できるよう組織体制を整備

《内容》

- ○体制整備に向けた採用
  - ・設置準備期間中に段階的に採用特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪府・大阪市で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応
- ○組織・人事配置
  - ・準備組織の設置、段階的に拡充
  - ・組織別の要員案を作成し、人事配置
- ○大阪府・大阪市の職員の身分移管
  - ・身分移管ルール・給与等勤務条件の取扱の検討・決定、身分移管の決定

#### ② システム改修

◆住民サービスに支障が出ないよう必要なシステムを改修

《内容》

- ○システム改修
  - ・特別区設置決定後、準備調査、仕様書等の作成、システム改修を実施
  - ※仕様書等の作成については、部局ごとの組織・定数(案)及び、庁舎への部局配置(案)が整うことを前提とする

### ③ 广舎整備(建設、賃借・改修)

◆安定的に住民サービスが提供できるよう庁舎整備を実施

《内容》

- ○庁舎の建設
  - ・建設候補地の調査、候補地絞り込み、候補地の建設可能延べ面積などを調査、検討
  - ・設計・工事、新庁舎への移転
- ○庁舎の賃借・改修
  - ・各施設の現況調査、優先配置順位の検討、賃貸物件調査、組織・定数の検討結果を受けた配置案の作成
  - ・配置案の決定後、周知・移転準備の開始(改修・移転)

### ④ 街区表示板、住居表示板の変更

◆町名の決定を受けて、各種表示板を変更・設置

《内容》

- ○町名の決定
  - ・町名の取扱い方針・検討、町名素案の作成
  - ・住民への説明会、町名案の決定・公表、住民への周知
- ○街区表示板、住居表示板の変更
  - ・各種表示板の変更計画の検討、発注のための仕様書作成、入札・設置、住民への周知

#### ⑤ その他(広報・周知、関係機関との調整等)

◆広報・周知の実施、関係機関との調整

《内容》

- ○広報·周知
  - ・特別区設置決定後、広報・周知計画の作成、計画的な周知啓発の実施
- ○条例等の整理、法令改正への対応
  - ・条例の分類整理(暫定施行・新規制定等)、関連条例案の作成、職務執行者による暫定施行・専決処分の準備
  - ・大阪府条例の精査、条例案等の作成、条例案の議決
  - ・国における法制上の措置その他の措置にかかる状況把握、調整
- ○予算·決算
  - ・特別区設置後の特別区・大阪府における予算や資金収支の試算・検証、大阪市打切り決算処理への対応、予算決算にかかる国との調整
  - ・大阪府予算の調製・議決、特別区暫定予算案の策定・専決処分の準備